

令和8年8月18日

令和8年

第10回野洲市教育委員会定例会議案書

野洲市教育委員会

付議事項

議案第 42 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市立学校医の解嘱について)

議案第 43 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市立学校医の委嘱について)

議案第 44 号 令和 7 年度野洲市一般会計歳入歳出決算のうち教育委員会所管の
決算の認定について

議案第 45 号 令和 8 年度野洲市一般会計補正予算（第 3 号）のうち教育委員会
所管の予算に関する意見について

議案第 46 号 野洲市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第 4 2 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

野洲市立学校医の解嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 7 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 6 月 30 日、次のように処分したから、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

野洲市立学校医の解嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、野洲市立学校医の解嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

野洲市教育委員会
教育長 北脇 泰久

令和8年度 野洲市学校医・学校歯科医・学校薬剤師一覧表

任期については辞退されるまで

園名		氏 名	任期	備考
中主小学校	校 医	田中 久貴	平成30年4月1日～	
		南 喜幸	平成 5年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	歯科医	諸頭 秀俊	令和7年4月1日～	
		橋本 健	平成14年4月1日～	
	薬剤師	市島 剛司	令和8年4月1日～	
篠原小学校	校 医	野村 哲	令和元年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	令和12年4月1日～	
	歯科医	岡本 武司	平成23年4月1日～	
	薬剤師	黒宮 大輔	令和7年4月1日～	
祇王小学校	校 医	杉山 健二	平成20年4月1日～	令和8年6月30日解嘱
		澤田 正史	平成18年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	一井 彰人	昭和59年4月1日～	
		上原 正典	令和4年4月1日～	
	薬剤師	森 篤子	平成22年4月1日～	
三上小学校	校 医	本田 亘	平成28年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	小林 加枝	令和4年4月1日～	
		宇田 正人	平成 8年4月1日～	
	薬剤師	黒宮 大輔	令和6年5月1日～	
野洲小学校	校 医	岡田 勝治	令和8年4月1日～	
		堀出 直樹	平成18年4月1日～	
		澤田 正史	平成23年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	喜多 誠一	平成16年4月1日～	
		上田 周	平成19年4月1日～	
	薬剤師	松永 章宏	令和4年4月1日～	
北野小学校	校医	都築 智子	令和4年4月1日～	
		岡田 勝治	令和6年4月1日～	
		木田 直也	令和6年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和2年4月1日～	
	歯科医	古屋 洋二郎	平成24年4月1日～	
		金田 成煥	平成28年4月1日～	
	薬剤師	大林 竜士	令和8年4月1日～	
中主中学校	校 医	田中 久貴	令和元年10月1日～	
		吉川 明	平成28年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	歯科医	諸頭 智彦	平成14年4月1日～	
		上原 正典	令和元年4月1日～	
	薬剤師	森 篤子	令和4年4月1日～	
野洲中学校	校 医	山地 尚	平成10年6月1日～	
		本田 亘	平成29年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	坂本 耕造	令和4年4月1日～	
		橋本 昌治	平成6年4月1日～	
	薬剤師	鈴木 恵	平成28年4月1日～	
野洲北中学校	校 医	白井 博志	令和8年4月1日～	
		甲原 一郎	平成23年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	歯科医	宇田 正人	平成30年4月1日～	
		金田 成煥	平成24年4月1日～	
	薬剤師	口井 創太	令和元年8月1日～	

議案第 4 3 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

野洲市立学校医の委嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 7 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 1 日、次のように処分したから、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

野洲市立学校医の委嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、野洲市立学校医の委嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 1 日

野洲市教育委員会
教育長 北脇 泰久

令和8年度 野洲市学校医・学校歯科医・学校薬剤師一覧表

任期については辞退されるまで

園名		氏 名	任 期	備 考
中主小学校	校 医	田中 久貴	平成30年4月1日～	
		南 喜幸	平成 5年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	歯科医	諸頭 秀俊	令和7年4月1日～	
		橋本 健	平成14年4月1日～	
篠原小学校	校 医	市島 剛司	令和8年4月1日～	
	校 医	野村 哲	令和元年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	令和12年4月1日～	
	歯科医	岡本 武司	平成23年4月1日～	
祇王小学校	校 医	黒宮 大輔	令和7年4月1日～	
	校 医	岡田 勝治	令和8年7月1日～	令和8年7月1日委嘱
		澤田 正史	平成18年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	一井 彰人	昭和59年4月1日～	
三上小学校		上原 正典	令和4年4月1日～	
	校 医	森 篤子	平成22年4月1日～	
	校 医	本田 亘	平成28年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	小林 加枝	令和4年4月1日～	
野洲小学校		宇田 正人	平成 8年4月1日～	
	校 医	黒宮 大輔	令和6年5月1日～	
	校 医	岡田 勝治	令和8年4月1日～	
		堀出 直樹	平成18年4月1日～	
		澤田 正史	平成23年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
北野小学校	校 医	喜多 誠一	平成16年4月1日～	
		上田 周	平成19年4月1日～	
	校 医	松永 章宏	令和4年4月1日～	
	校 医	都築 智子	令和4年4月1日～	
		岡田 勝治	令和6年4月1日～	
		木田 直也	令和6年4月1日～	
中主中学校	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和2年4月1日～	
	校 医	古屋 洋二郎	平成24年4月1日～	
		金田 成煥	平成28年4月1日～	
	校 医	大林 竜士	令和8年4月1日～	
	校 医	田中 久貴	令和元年10月1日～	
野洲中学校		吉川 明	平成28年4月1日～	
	校 医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	校 医	諸頭 智彦	平成14年4月1日～	
		上原 正典	令和元年4月1日～	
	校 医	森 篤子	令和4年4月1日～	
野洲北中学校	校 医	鈴木 恵	平成28年4月1日～	
	校 医	山地 尚	平成10年6月1日～	
		本田 亘	平成29年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	校 医	坂本 耕造	令和4年4月1日～	
野洲北中学校		橋本 昌治	平成6年4月1日～	
	校 医	白井 博志	令和8年4月1日～	
		甲原 一郎	平成23年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	校 医	宇田 正人	平成30年4月1日～	
野洲北中学校		金田 成煥	平成24年4月1日～	
	校 医	口井 創太	令和元年8月1日～	

議案第 4 4 号

令和 7 年度野洲市一般会計歳入歳出決算のうち教育委員会所管の決算 の認定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から令和 7 年度野洲市一般会計歳入歳出決算のうち教育委員会所管の決算の認定について意見を求められたので、次のように意見を提出する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

記

適正と認める。

提出理由

令和 7 年度野洲市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、市議会の認定が必要なため。

歳入

款	項	予算現額	固定額	収入済額	不特定償還	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1 市税		10,175,689,000	10,376,821,086	10,205,378,213	5,978,778	165,464,095	△29,689,213
	1 市民税	4,060,906,000	4,169,974,472	4,081,785,724	2,209,694	85,979,054	△20,879,724
	2 固定資産税	5,195,352,000	5,275,761,345	5,203,460,174	3,204,518	69,096,653	△8,108,174
	3 軽自動車税	183,439,000	191,281,113	183,705,377	564,566	7,011,170	△266,377
	4 市たばこ税	310,818,000	313,210,494	313,210,494	0	0	△2,392,494
2 地方債手税	5 都市計画税	425,174,000	426,593,662	423,215,444	0	3,377,218	1,957,556
		153,791,000	153,791,000	153,791,000	0	0	0
	1 地方課税増減手税	33,847,000	33,847,000	33,847,000	0	0	0
	2 自動車重量税手税	112,459,000	112,459,000	112,459,000	0	0	0
3 利子割交付金	3 森林環境税手税	7,485,000	7,485,000	7,485,000	0	0	0
		14,255,000	14,255,000	14,255,000	0	0	0
	1 利子割交付金	14,255,000	14,255,000	14,255,000	0	0	0
4 配当割交付金		74,685,000	74,685,000	74,685,000	0	0	0
	1 配当割交付金	74,685,000	74,685,000	74,685,000	0	0	0
5 株式等譲渡所得割交付金		111,130,000	111,130,000	111,130,000	0	0	0
	1 株式等譲渡所得割交付金	111,130,000	111,130,000	111,130,000	0	0	0
6 法人事業税交付金		186,493,000	186,493,000	186,493,000	0	0	0
	1 法人事業税交付金	186,493,000	186,493,000	186,493,000	0	0	0
7 地方消費税交付金		1,440,684,000	1,440,684,000	1,440,684,000	0	0	0
	1 地方消費税交付金	1,440,684,000	1,440,684,000	1,440,684,000	0	0	0
8 環境性能割交付金		25,352,000	25,352,000	25,352,000	0	0	0
	1 環境性能割交付金	25,352,000	25,352,000	25,352,000	0	0	0
9 地方特例交付金		66,709,000	66,709,000	66,709,000	0	0	0

款	項	予算現額	勘定額	収入残額	不納欠損額	収入差額	予算現額と 収入差額との比較
	1 地方特別交付金	57,510,000	57,510,000	57,510,000	0	0	0
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補償特別交付金	9,199,000	9,199,000	9,199,000	0	0	0
10 地方交付税		3,443,624,000	3,443,624,000	3,443,624,000	0	0	0
11 交通安全対策特別交付金	1 地方交付税	3,443,624,000	3,443,624,000	3,443,624,000	0	0	0
	1 交通安全対策特別交付金	4,309,000	4,309,000	4,309,000	0	0	0
12 分担金及び負担金		356,015,000	342,256,944	325,786,076	467,240	16,003,628	30,228,924
13 使用料及び手数料	1 負担金	356,015,000	342,256,944	325,786,076	467,240	16,003,628	30,228,924
	1 使用料	546,839,000	537,915,746	516,224,336	3,454,240	18,237,170	30,414,864
14 国庫支出金	2 手数料	338,830,000	336,888,515	315,197,105	3,454,240	18,237,170	23,632,895
		207,809,000	201,027,231	201,027,231	0	0	6,781,769
15 県支出金	1 国庫負担金	4,834,088,000	4,726,146,387	4,298,502,377	0	427,544,010	535,585,623
	2 国庫補助金	3,027,272,000	2,984,247,297	2,984,247,297	0	0	43,024,703
16 財産収入	3 国庫委託金	1,792,227,000	1,726,472,458	1,298,828,448	0	427,544,010	493,398,552
		14,589,000	15,426,632	15,426,632	0	0	△837,632
	1 県負担金	2,069,907,000	1,955,993,164	1,931,036,164	0	24,957,000	138,870,836
	2 県補助金	1,117,632,000	1,097,497,784	1,097,497,784	0	0	20,134,216
	3 県委託金	766,477,000	680,963,354	656,006,354	0	24,957,000	110,470,546
		185,798,000	177,532,026	177,532,026	0	0	8,265,974
	1 財産運用収入	171,990,000	170,346,685	170,346,685	0	0	1,643,315
	2 財産売却収入	51,960,000	59,365,409	59,365,409	0	0	2,594,591
		110,030,000	110,981,276	110,981,276	0	0	△951,276

款	項	予算額	実績額	収入金額	不納欠損額	収入未済額	予算額と収入金額との比較
17 寄附金			1,600,002,000	1,564,506,598	0	0	35,495,402
	1 寄附金		1,600,002,000	1,564,506,598	0	0	35,495,402
18 繰入金			904,953,000	904,569,316	0	0	383,684
	1 基金繰入金		771,461,000	771,461,000	0	0	0
	2 特別会計繰入金		133,492,000	133,108,316	0	0	383,684
19 繰越金			711,569,000	711,569,018	0	0	△18
	1 繰越金		711,569,000	711,569,018	0	0	△18
20 雑収入			608,087,000	704,094,756	7,646,216	116,706,971	28,355,431
	1 延滞金加算金及び送料		6,063,000	8,866,868	0	0	△2,803,868
	2 市預金利息		6,000,000	5,267,592	0	0	732,408
	3 貸付金元利収入		27,374,000	27,373,216	0	0	784
	4 受託事業収入		49,151,000	43,857,727	0	0	5,293,273
	5 雑入		519,499,000	618,719,353	7,646,216	116,706,971	25,132,934
21 市債			1,633,700,000	1,442,300,000	0	0	191,400,000
	1 市債		1,633,700,000	1,442,300,000	0	0	191,400,000
歳入合計			29,133,671,000	28,957,541,700	17,546,474	769,012,874	962,689,649

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
1 諸会費		181,761,000	171,706,863	0	10,054,137	10,054,137
	1 諸会費	181,761,000	171,706,863	0	10,054,137	10,054,137
2 総務費		6,347,866,000	5,795,726,804	381,744,000	170,395,196	552,139,196
	1 総務管理費	5,578,477,000	5,069,356,371	376,585,000	132,535,629	508,120,629
	2 徴収費	513,531,000	498,535,644	0	14,995,356	14,995,356
	3 戸籍住民基本台帳費	95,766,000	89,232,561	5,159,000	1,374,439	6,533,439
	4 選挙費	114,574,000	95,028,823	0	19,545,177	19,545,177
	5 統計調査費	29,684,000	27,974,139	0	1,709,861	1,709,861
3 民生費		15,834,000	15,599,266	0	234,734	234,734
		10,599,679,000	10,231,295,839	15,280,000	353,103,161	368,383,161
	1 社会福祉費	5,567,155,000	5,408,146,690	8,470,000	150,538,310	159,008,310
	2 児童福祉費	4,608,166,000	4,404,102,692	6,810,000	197,273,308	204,083,308
	3 生涯保護費	424,338,000	419,046,457	0	5,291,543	5,291,543
		2,526,190,000	2,401,197,814	- 0	124,992,186	124,992,186
4 衛生費		1,306,431,000	1,204,693,061	0	99,737,939	99,737,939
	1 保健衛生費	30,046,000	28,451,397	0	1,594,603	1,594,603
	2 環境保全費	1,189,713,000	1,166,063,356	0	23,659,644	23,659,644
	3 清掃費	29,653,000	28,723,623	0	929,377	929,377
5 労働費		29,653,000	28,723,623	0	929,377	929,377
	1 労働諸費	405,571,000	321,531,425	64,864,000	19,175,575	84,039,575
	1 農業費	398,369,000	315,611,508	64,864,000	17,893,492	82,757,492
	2 林業費	5,531,000	5,512,892	0	18,108	18,108
6 農林水産業費		1,671,000	407,025	0	1,263,975	1,263,975
	3 水産業費					

款	項	予算額	支出金額	翌年度繰越額	不附額	予算現額と 支出金額との比較
7 商工費		128,595,000	122,761,341	0	5,833,659	5,833,659
	1 商工費	128,595,000	122,761,341	0	5,833,659	5,833,659
8 土木費		1,550,351,000	1,272,594,518	147,360,000	130,396,482	277,756,482
	1 土木管理費	42,114,000	40,730,042	0	1,383,958	1,383,958
	2 道路橋梁費	649,432,000	456,839,167	114,495,000	78,098,833	192,593,833
	3 河川費	143,999,000	120,311,410	9,625,000	14,061,590	23,687,590
	4 都市計画費	550,863,000	496,866,667	23,239,000	30,757,333	53,996,333
	5 住宅費	163,942,000	157,847,232	0	6,094,768	6,094,768
9 消防費		795,613,000	771,599,204	7,544,000	16,469,796	24,013,796
	1 消防費	795,613,000	771,599,204	7,544,000	16,469,796	24,013,796
10 教育費		4,019,118,000	3,868,933,284	1,210,000	148,974,716	150,184,716
	1 教育総務費	693,891,000	688,576,122	0	25,314,878	25,314,878
	2 小学校費	169,258,000	160,687,816	0	8,570,184	8,570,184
	3 中学校費	209,267,000	193,730,681	0	15,536,319	15,536,319
	4 幼稚園費	484,095,000	451,496,354	1,210,000	31,388,646	32,598,646
	5 社会教育費	523,360,000	493,988,104	0	29,371,896	29,371,896
	6 図書館費	444,024,000	423,124,526	0	20,899,474	20,899,474
	7 学校給食費	1,475,223,000	1,457,329,681	0	17,893,319	17,893,319
11 公債費		2,542,409,000	2,530,108,389	0	12,300,611	12,300,611
	1 公債費	2,542,409,000	2,530,108,389	0	12,300,611	12,300,611
12 予備費		6,865,000	0	0	6,865,000	6,865,000
	1 予備費	6,865,000	0	0	6,865,000	6,865,000
歳 出 合 計		29,133,671,000	27,516,179,104	618,002,000	999,489,896	1,617,491,896

歳入歳出差引残額

654,803,248 円

令和 8 年 7 月 7 日 提出

法賀県 野洲市長

根本 直樹

議案第 4 5 号

令和 8 年度野洲市一般会計補正予算（第 3 号）のうち教育委員会所管 の予算に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から令和 8 年度野洲市一般会計補正予算（第 3 号）のうち教育委員会所管の予算案について意見を求められたので、次のように意見を提出する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

記

適正と認める。

提出理由

所要の補正予算が必要となったことから、野洲市一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 8 1, 5 1 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8, 4 9 1, 2 1 5 千円とする。

そのうち、歳出の教育費予算としては、歳出予算の総額に 5 0, 1 2 9 千円を増額し、教育費歳出総額を 4, 1 1 8, 0 5 9 千円とする。

また、教育委員会所管分としては、歳出予算の総額に 3 6, 4 7 3 千円を増額し、歳出総額を 3, 6 7 3, 2 8 8 千円とするとともに、当該教育費に係る財源更正をするもの。

歳入 第1表 歳入歳出予算補正

款	項
9 地方特例交付金	
	1 地方特例交付金
10 地方交付税	
	1 地方交付税
12 分担金及び負担金	
	1 負担金
13 使用料及び手数料	
	2 手数料
14 国庫支出金	
	1 国庫負担金
15 県支出金	2 国庫補助金
	1 県負担金
16 繰入金	2 県補助金
	3 県委託金
19 繰越金	2 特別会計繰入金
	1 繰越金
20 諸収入	
	3 委託事業収入
21 市債	4 雑入
	1 市債
歳入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
99,745	△2,500	97,245
98,649	△2,500	96,149
3,120,000	140,081	3,260,081
3,120,000	140,081	3,260,081
259,881	33	259,714
259,881	33	259,714
533,348	18,473	551,821
207,113	18,473	225,586
4,183,411	38,194	4,221,605
3,196,517	2,533	3,199,050
969,690	35,661	1,005,351
2,239,767	2,923	2,242,690
1,188,383	1,267	1,189,650
914,555	1,471	916,026
136,829	185	137,014
1,351,996	36,009	1,388,005
127,695	36,009	163,704
77,247	315,000	392,247
77,247	315,000	392,247
469,106	26,305	495,411
56,151	348	56,499
400,901	25,957	426,858
1,876,700	7,000	1,883,700
1,876,700	7,000	1,883,700
27,908,697	581,518	28,491,215

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 徴税費
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費
4 衛生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
7 商工費	1 保健衛生費
	2 医療保険費
	3 清掃費
8 土木費	1 商工費
	2 道路橋梁費
10 教育費	4 都市計画費
	5 住宅費
10 教育費	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	5 社会教育費
	6 保健体育費
	7 学校給食費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,373,727	466,734	4,860,461
3,948,961	465,703	4,434,664
267,730	323	268,053
85,356	708	86,064
10,504,898	7,088	10,511,986
5,546,573	1,988	5,548,561
4,550,922	5,100	4,556,022
2,866,423	33,605	2,900,028
1,570,392	△20	1,570,372
32,651	17,051	49,702
1,263,380	16,574	1,279,954
100,792	282	101,074
100,792	282	101,074
1,949,318	3,680	1,952,998
867,436	3,434	870,870
637,820	246	638,066
198,690	0	198,690
4,067,930	50,129	4,118,059
717,556	424	717,980
1,127,283	2,300	1,129,583
285,155	0	285,155
524,532	30,265	554,797
329,303	13,656	342,959
570,431	3,484	573,915
27,909,697	561,518	28,491,215

第3表 地方債

変更

起債の目的	補 正 前		
	限 度 額	起債の方法	償還の方法
中学校施設整備事業	△5,000	普通貸借 又は 証券発行	政府資金、法政県市町基金、興業金及び地方公共団体基金、融資貸付等については、その償還の融資案件により、銀行その他の場合により、その償還者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により償還期限及び償還利率を通知し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。
	12,000		

補 正

(単位:千円)

限 度 額	補 正 後		
	起債の方法	利 率	償還の方法
112,400	補 正 前 のとおり	補 正 前 のとおり	補 正 前 のとおり
46,600			

議案第46号

野洲市文化財保護審議会委員の委嘱について

野洲市文化財保護審議会委員の委嘱として次のものを委嘱することについて議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和8年 8月18日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

提出理由

令和8年3月31日の前任期満了後、後任の委員を委嘱するため。

野洲市文化財保護審議会委員 名簿案

任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

氏 名	選出区分等	所 属 等
八 杉 淳	日本近世史・交通史	交通史研究会 常任委員 近江地方史研究会 運営委員 草津市 歴史文化活用調整員
伊 庭 功	日本考古学	元滋賀県立安土城考古博物館 学芸課長
今 井 早奈枝	指定文化財所有者・管理者	宗教法人生和神社 代表役員
市 木 繁 和	指定文化財所有者・管理者	ずいき祭保存会 会長
小 島 朝 子	野洲市歴史民俗博物館 友の会	滋賀短期大学 名誉教授 滋賀の食事文化研究会

